

○追手門学院大学学生会館運営委員会規程

昭和52年12月5日

制定

第1条 追手門学院大学学生会館規程第5条第2項の規定に基づき、学生会館運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、この規程を定める。

第2条 委員会は、学生会館に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設及び設備の運営に関する事項
- (2) 年間行事計画に関する事項
- (3) 実行予算及び決算に関する事項
- (4) その他会館運営に関する一切の事項

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 学生部事務部長
- (3) 学生部次長
- (4) 学生課長
- (5) 学友会代表 7名

2 前項第4号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の定めある委員に欠員が生じた場合、その後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、館長が委員長となる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、学生部事務部長若しくは学生部次長がその職務を代行する。

第5条 委員会に学生代表1名を置き、学友会代表委員より選出された者とする。

第6条 委員会は、委員長及び学生代表が必要と認めた場合又は委員の3分の1以上の要請があった場合に招集する。

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

第8条 委員会の事務は、学生課において行う。

附 則

この規程は、昭和52年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1999年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。